

売上の減少した中小事業者に対する一時金（大玉村版一時金）のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により
 令和3年8月又は9月の売上高が令和2年又は令和元年の
 同月の売上高と比較し20%以上減収かつ10万円以上減少
 している大玉村内で事業を営む中小企業者・個人事業者に
一律10万円を交付します。（別途家賃支援あり）

[対象事業者]

- (1) 中小企業等であって、村内に本店を置き、村内で事業を営んでいる者、又は、村内に住所を有する者で、村内で事業を営んでいる者。
- (2) 令和3年8月8日から令和3年9月20日の期間における福島県独自の集中対策により以下のア又はイに該当しないこと。
 ただし、店舗等を賃借している場合（法人役員や親族が所有する店舗等は除く。）は家賃支援分として、10万円を上限に給付（算定式あり）。
 ア 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の対象事業者。
 イ 売上の減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金第3弾）の対象事業者。
- (3) 令和3年8月又は9月の売上高が次のア又はイに定める売上高と比較し、20%以上かつ10万円以上減少している者。
 ア 令和元年又は令和2年の同月の売上高。
 イ 令和3年6月又は令和3年7月の売上高。ただし、令和2年8月2日以降の新規創業者に限る。
- (4) 市町村税、水道料、農業集落排水処理施設使用料等の公共料金の滞納がなく、また、申告を行っている者。
- (5) 村長が村税等の納付状況を調査することに同意する者で、引き続き事業を經營する意思のある者。
- (6) 大玉村暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当しない者。
- (7) みなし大企業でないこと。

[給付金の額]

一律10万円。（店舗等を賃借している場合（法人役員や親族が所有する店舗等は除く。）は家賃支援分として、10万円を上限に別途加算して給付（算定式あり））

[必要書類]

- (1) 申請書（第1号様式）及び村税等の納付状況を調査する確認同意書（第2号様式）
 ※大玉村ホームページよりダウンロード可能
- (2) 令和3年8月又は令和3年9月の月次売上が確認できる売上台帳等
- (3) 令和元年分又は令和2年分の確定申告書の写し
- (4) 令和元年及び令和2年の月次売上が確認できる決算書や売上台帳等の書類
- (5) 【対象事業者】(3)イを適用する事業者は、個人事業主は個人事業の開業・廃業等届出書の写し、法人は履歴事項全部証明書
- (6) 店舗等の賃貸物件がある場合には、賃貸借契約書の写し

[申請書提出先] 大玉村産業課（住所：玉井字星内70 電話：0243-24-8096）

[申請書提出期限] 令和3年12月10日（金）17：00まで

詳しくは、大玉村役場産業課（電話：24-8096）または大玉村商工会（電話：48-3931）へお問合せください。